

毎週火、金曜（発行）（但休日）に当るときは翌日（昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
- ◇告示 物品の移入禁止区域の指定
- ◇雑報 鳥取県市町村職員共済組合設立委員選挙の当選人の公告

規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十四号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則

第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「別表百五十一、百五十三、百五十七、百五十九」を「別表百五十四、百五十六、百六十、百六十二」に改める。

別表一中「百四十五 家畜投薬手数料 百五十円

百四十六 家畜注射又は家畜薬

浴の手数料

家畜注射手数料

豚コレラ 成豚 百五十円

中豚 百 円

仔豚 五十円

炭疽 五十円

流行性脳炎 馬 百五十円

豚 五十円

気腫疽 五十円

牛の流行性感冒 百五十円

ニューカッスル病 五 円

その他血清類 百五十円

を

家畜薬浴手数料 百五十円

「百四十五」家畜投票手数料 百円

家畜注射又は家畜薬

浴の手数料

家畜注射手数料

豚コレラ 成豚 百五十円

中豚 百円

仔豚 五十円

炭疽 五十円

流行性脳炎 馬 百五十円

豚 五十円

気腫疽 五十円

牛の流行性感冒 百五十円

ニューカッスル病 五十円

豚丹毒 五十円

その他血清類 百五十円

家畜薬浴手数料 百五十円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百七十六号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定により昭和三十七年十月十二日から豚その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として、岡山県津山市を指定する。

昭和三十七年十月十九日

鳥取県知事 石 破、二 朗

雑 報

昭和三十七年十月十二日執行の鳥取県市町村職員共済組合設立委員選挙の当選人を次のとおり公告する。

昭和三十七年十月十九日

鳥取県市町村職員共済組合設立委員選挙管理人

一 市町村長側

所属市町村名

氏 名

鳥取市 高田 勇

倉吉市 早川 忠篤

米子市 野坂 寛治

境港市 足立 実

国府町 桑原 英雄

用瀬町 永田 亀吉

気高町 田中 政雄

羽合町 秋田 義治

西伯町 磯田 俊二

溝口町 安藤 武次

二 市町村長以外の職員側

鳥取市 村上 喜助

倉吉市 村上 重夫

土井 晋治

米子市 遠藤 輝男

境港市 渡部 義栄

青谷町 前田 繁信

郡家町 山崎 寛

大栄町 原田 重栄

岸本町 中曾 勇

日野町 森 初次